令和７・８年度

敦賀市環境美化推進員の手引

混ぜたらごみ！分ければ資源！

敦　賀　市

（敦賀市清掃センター）

目　　次

１　敦賀市環境美化推進員制度について　……　１

２　ごみ処理状況について　……　４

３　ごみの分別方法　……　７

４　各区の社会奉仕活動（清掃活動）について　……１３

５　敦賀市のごみに関する補助金交付制度について　……１４

６　敦賀市のごみに関する広報について　……１５

７　清掃センターでのごみ受入について　……１７

敦賀市環境美化推進員設置要綱　……１８

1　敦賀市環境美化推進員制度について

（１）制度の目的

敦賀市では、近年、多種・多様化するごみの減量化や再資源化及び環境美化を図るため、啓発や広報、分別収集や早期収集などを行い、「循環型社会」や「美しい街並み」を目指し努力しております。

これらのことを推進するためには、ごみを適切に分別してごみステーションに出すことやステーションを清潔にするなど、区民のみなさまのご理解とご協力が必要です。

そこで、区民に対するごみの出し方の指導や相談をはじめ、ごみステーションの管理方法などのアドバイザーとしてご活躍いただくために、敦賀市環境美化推進員（以下、「推進員」という。）を委嘱させていただいております。

（２）制度の内容

ア　推進員の委嘱と定数

推進員は、各区長から推薦を受けた方を市長が委嘱します。

推進員の定数は、原則、次の表に掲げる各区における燃やせるごみステーションの数により決定します。

※ごみの出し方の指導などを考慮し、各区４つのごみステーションに１人の推進員を配置できるように委嘱させていただいております。

ごみステーションの数	推進員の数
４箇所以下	１人
５箇所　～　８箇所	２人
９箇所　～　１２箇所	３人
１３箇所　～　１６箇所	４人
１７箇所　～　２０箇所	５人
２１箇所　～　２４箇所	６人
２５箇所以上	７人

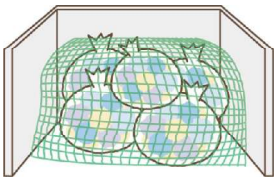

イ　推進員の任期

任期は２年とし、再任を妨げません。

推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任の方の残任期間とします。

※２年の任期途中で推進員を交代する場合は、区長さんを通じて清掃センターに連絡くださいますようお願いします。

ウ　推進員の役割

ごみの分別減量や生活環境美化について区民のみなさまへの指導及び相談を行っていただきます。また、区と市との連絡及び調整等に関して区長への協力及び相談を行っていただきます。

（３）推進員の活動内容

ア　ごみの出し方の指導及び相談

・ごみの正しい出し方について、区民のみなさまへ指導を行ったり相談に応じてください。

・ごみステーションでの指導は、特にごみ出しマナーの悪いステーションについては、積極的にご指導いただくようお願いします。

・月１回の収集の「古紙・ビン」や隔月収集の「小型複合ごみ、水銀含有ごみ、スプレー缶・ライター類」や「埋立ごみ」の収集日や出し方がよく分からないという問合せが多いので、ご指導いただくようお願いします。

・スプレー缶・ライター類は、中身を使い切って缶にはキャップを付け、ステーションの黄色コンテナ（透明ビンと兼用）に入れるようご指導ください。

・発火の危険性が高い充電池（リチウムイオン電池等）や充電式製品（スマホ、電子タバコ等）は、清掃センターへ直接持ち込むようご指導ください。

・ステーション等での指導や相談の際は、区民の方と直接お話しすることになるので、ていねいで親切な対応を心がけていただくようお願いします。

※指導しても応じてもらえないときや、指導した場合にトラブルが生じることが予測されるときは、それ以上の追及等は行わず清掃センターへご連絡ください。

イ　ごみステーションの管理

・ステーションに「市が収集しないごみ」（タイヤ､バッテリー、消火器等）や「収集日以外のごみ」（小型複合ごみ、埋立ごみ等）及び「指定ごみ袋に入れていないごみ」などの出し方を間違ったごみがある場合は、市は収集せずに、これらのごみに【啓発シール】を貼付けしますので、これらのごみを出した方が分かる場合は、出した方に指導を行ってください。

・収集されなかったごみがステーションにたくさんある場合や、カラス、犬等がごみを荒らしたり、他町内からの持込みが多い場合等でステーションにごみが散乱する場合には、区長に相談のうえ清掃センターにご連絡ください。

・各ステーションをいつもきれいに保てるよう、積極的に働きかけてください。

ウ　ごみの減量・再利用運動の促進

・町内会、子供会等の団体での古紙類の集団資源回収の推進にご協力をお願いします。

・スーパー等の店頭での食品トレーや牛乳パックの回収など、民間事業者の実施している資源回収の推進にご協力をお願いします。

エ　生活環境美化について

・一斉清掃奉仕活動等の町内の環境美化を積極的に推進していただき、区民のみなさまへの指導や相談をお願いします。

・ごみの不法投棄を防止するため、町内の監視をお願いします。なお、不法投棄を発見された場合は、敦賀市環境政策課（電話２２－８１８５）へご相談ください。

オ　ごみ対策に関する区民の情報、意見の報告

・市におけるごみ対策の参考にしたいので、推進員として活動された結果や耳にされた情報、意見を清掃センターへご報告ください。

2　ごみ処理状況について

（１）近年の清掃センター等の状況について

令和２年４月	・使用済スプレー缶等の分別収集を開始 （９分別→１０分別）
令和４年４月	・びんについて従来の２分別収集から「茶色」を区分し ３分別収集を開始 「無色透明」、「茶色」、「その他色」
	・美浜町とのごみの共同処理を開始
令和７年３月	・金山最終処分場完成（金山地係）
令和９年	・新清掃センター運用開始予定（現センター隣接地）

（２）ごみ排出量　　（単位：トン）

区分／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	対前年度(増減)
合　計	25,879.53	24799.78	24448.92	-350.86

※美浜町共同処理分を含む

◎清掃センター搬入量　　（単位：トン）

区分／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	対前年度(増減)
燃やせるごみ	19,616.05	18,602.59	18,515.24	-87.35
資源ごみ	1,708.56	1,760.70	1,590.41	-170.29
ペットボトル	180.58	187.68	194.65	6.97
粗大ごみ	3,031.90	3,063.28	3,055.30	-7.98
埋立ごみ	271.53	241.07	221.75	-19.32
計	24,808.62	23,855.32	23,577.35	-277.97

※美浜町共同処理分を含む

※燃やせるごみは、古紙を含む

※資源ごみは、ビンを含む

※粗大ごみは、小型複合ごみ及び水銀含有ごみを含む

◎直接処理量　　（単位：トン）

区分／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	対前年度(増減)
古紙(ｽﾃｰｼｮﾝ収集)	494.23	457.99	423.59	-34.40
古紙(集団回収)	576.68	486.47	447.98	-38.49
計	1,070.91	944.46	871.57	-72.89

（３） 清掃センター内資源化量

（単位：トン）

区分／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	対前年度(増減)
金属類	689.84	641.90	613.29	-28.61
カレット（ビン）	372.47	430.80	305.13	-125.67
古紙	251.66	259.06	251.29	-7.77
ペットボトル	134.34	139.50	127.19	-12.31
プラスチック減容物	183.66	116.00	98.98	-17.02
水銀含有物	28.38	18.80	37.48	18.68
廃家電	37.84	27.38	26.58	-0.8
二次電池	0.05	0.31	0.63	0.32
スプレー缶等	27.52	29.54	25.33	-4.21
合　　計	1,725.76	1663.29	1485.90	-177.39

※美浜町共同処理分を含む

（４） リサイクル率

区分／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	対前年度(増減)
敦賀市	14.1%	13.6%	13.8%	
福井県	17.1%	※未公表	※未公表	－
全国	19.6%	19.5%	※未公表	－

※民間によるリサイクルを含む

3　ごみの分別方法

◆　ごみの分別（10 分別方式）

区分	収集回数	使用する袋等	品目	注意点	具体例
燃やせるごみ	週2回	赤透明指定袋 （水分はできるだけ切ってください）	生ごみ、紙類、衣類、ゴム類、皮革類、袋類等 カバン、靴、アルミ箔、菓子袋、マジック、ペン、座布団、ぬいぐるみ、まくら、乾燥剤、脱臭剤、使い捨てカイロ、ボール、貝殻、猫砂等 ※小さくすれば入れられるもの:シートやシーツ→座布団くらい、ホース・ロープ・つる草等→1m以内、剪定枝→長さ30cmかつ直径3cm以内、木片→長さ30cmかつ3cm角以内	●紙おむつに付いた汚物はトイレに捨ててください ●油類は紙布に染み込ませるか、凝固剤で固めてください ●ビニールシート類・レインコート・オーバーコート・シーツ等は座布団くらいに切ってください ●毛布・カーテン等は粗大ゴミです（座布団くらいに切れば燃やせるごみとして出せます） ●新聞紙やチラシ、雑誌等は古紙として出してください	生ごみ(貝殻を含む)　靴　ホース　カバン　袋類　1m以内　30cm以内　3cm角以内　木片
資源ごみ	週1回	透明指定袋	大きさが25cm以内ですべてが金属またはプラスチックだけで作られたもの（鋭利な刃物類は埋立ごみへ） 空缶、カセットテープ、ビデオテープ、CD盤・DVD盤・BD盤、発泡スチロール、トレー、プラスチック食器、シャンプー容器等 ※スプレー缶やカセットボンベ等は資源ごみに入れないでください	●容器は空にして軽くすすぎ、キャップと共に袋内へ入れてください ●空缶等にはタバコの吸いがら等の異物は入れないでください ●金属とプラスチックの混合物や25cmを超えるものは小型複合ごみです ●荷物結束用のバンドやハンガー等は小型複合ごみです ●スプレー缶やカセットボンベ等は、必ずスプレー缶・ライター類で出してください	CD盤・DVD盤　BD盤　缶類　プラスチック容器　プラスチック単体の小物
ペットボトル	週1回	ペットボトル専用指定袋	識別表示マーク（右端欄参照）の付いたペットボトル飲料用、酒用、しょうゆ等のペットボトル（無色に限る） キャップは資源ごみ袋に、ラベルは燃やせるごみ袋に入れてください	●キャップとラベルを必ず外し、中を軽くすすいでください ●タバコの吸いがら等の異物は入れないでください ●油性ペン等で色を付けたものや油類を入れたものは資源ごみ袋に入れてください ●色付のペットボトルは資源ごみ袋に入れてください	このマークが目印です PET ボトル ペットボトル識別表示マーク 清涼飲料、お茶、しょうゆ、酒類、乳飲料用のPETボトルには、ラベル部分やボトルにこのマークがついています
ビン	月1回	無色透明⇒黄色コンテナ 茶　色⇒茶色コンテナ その他色⇒青色コンテナ ※飲料及び食品のガラスビンだけ入れてください	代表例　無色透明：ジュースや酒の無色ビン、酢、麺つゆ、カップ酒等 茶色　：栄養ドリンク、日本製ビール、濃い茶色の酒ビン等 その他色：ウイスキー、ワイン、外国製ビール等 ※次のものは入れないでください（埋立ごみで出してください） 化粧品、化粧水、マニキュア、錠剤薬、農薬・劇薬、ガラス物品（コップ、食器、灰皿等）、建材用のガラス（窓や扉、照明カバー等）、せともの容器・食器など	●キャップやコルク栓は必ず外して出してください（特に、栄養ドリンク等の金属製フタ） ※外したものは適宜資源ごみの袋等に入れてください ●わずかでも色が付いた透明ビンや、薄い茶系、緑、青、黒等のビンは、青色のコンテナに入れてください ●中身を出して軽くすすいでください ●タバコの吸いがらなどの異物は入れないでください ●袋から出してコンテナに入れてください 色分けのワンポイント 写真のように、口部が透明なものは、色付ビンであっても黄色コンテナへ入れてください	飲料及び食品用のガラスビンを入れてください 無色透明　茶色　その他色
古紙	月1回	ひもで縛ってください （粘着テープ、梱包用ラップ、紙以外の袋は不可） ※雨が降っても集めます	【4種類】※各々別個に縛って出してください ●新聞類（新聞の折込チラシも含む） ●雑誌・本類 ●ダンボール（発泡スチロール等は挟まず、折りたたんで縛ってください） ●雑がみ（お菓子・贈答品・ティッシュ・ラップ製品等の箱、紙袋、包装紙等）	●ビニール部分（紙袋の取っ手、カタログの袋、ダンボールについているビニール等）やラップ箱の刃等は取り除いてください ●アルバム、食品等のついたもの（ピザの箱等）、アルミやビニールのコーティングがあるものはリサイクルできません（細かくして燃やせるごみに出してください） ●雑がみは大きさがばらばらなので、紙袋に入れてからひもで縛ってください	必ず丈夫なひもで縛る 新聞紙・折込チラシ　雑誌・本類　ダンボール　雑がみ
小型複合ごみ	年6回	青透明指定袋 ※袋の口を必ず結ぶ （はみ出している場合は、収集できません）	粗大ごみの内、指定袋に入るごみ（袋はみ出し厳禁） ポリタンク、おもちゃ、小型家電製品（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法対象品以外のもの）、ガスレンジ、なべ、やかん、時計、小型楽器、小物入れ、小型木製品、ホースリール、傘、アクセサリー、LED電球、フロッピーディスク、カメラ、ハンガー、プリンター、梅酒用大型ビン等 充電式製品は必ず清掃センターへ直接持込みしてください	●鉄のかたまり（鉄アレイ等）やモーター類（電動工具等）は、粗大ごみです ●布団、毛布、じゅうたん類は入れられません（粗大ごみになります） ●灯油缶及び石油ストーブ等は必ず灯油を抜いてください ●個人情報を含むものは、予めデータを消去してから出してください ※金属とプラスチックの混合物や25cmを超える資源ごみを入れると覚えてください ➡※代表例は掃除ロボットやコードレス掃除機、充電式ヒゲソリ機などです	※ホース部分は1m以内に切って燃やせるごみへ 小型家電製品　ポリタンク　カメラ　LED電球　ホースリール
水銀含有ごみ	年6回	透明な袋	蛍光管、乾電池、鏡 （水銀体温計、水銀血圧計は清掃センターへ持込みしてください）	●充電式電池（リチウムイオン電池等）は販売店（リサイクル協力店）等の回収ボックスに入れていただくか、清掃センターにお持込みください ●ボタン電池は発火の恐れがありますので、セロハンテープ等で覆ってください ●袋からはみ出る蛍光管は粗大ごみです　●白熱電球、グロー球は埋立ごみです	電球型蛍光灯　蛍光管（うず巻型含む）　乾電池　鏡
スプレー缶・ライター類		黄色のコンテナ（ピン兼用）	使い切った ●スプレー缶（化粧用、殺虫用、塗料用等） ●カセットボンベ（アウトドア缶可） ●ライター類（樹脂製・金属製ライター、着火器等）	●スプレー缶やカセットボンベ等は、穴を開けなくても出せます ※いずれも（ライター類も）中身を使い切ったものを出してください ※キャップ（蓋）は、どの缶も付けたまま出してください ※電子ライター、充電式ライター等は粗大ゴミです ※使い切れない場合は、清掃センターへ直接持込みしてください	アウトドア缶　使い捨てライター　スプレー缶、カセットボンベ　着火器　金属ライター（オイル、ガス）
埋立ごみ	年6回	丈夫な袋	化粧品、化粧水、錠剤薬、農薬・劇薬、せともの、ガラス物品（コップ、食器、灰皿、マニキュア容器等）、建材用ガラス（窓や扉、照明カバー等）、白熱電球、グロー球、刃物類等	●鋭利な刃物等は刃の部分をテープ等で巻いてください（危険防止のため） ●土や石、砂利はごみではないため入れないでください ●コンクリートくず、瓦、石膏ボード等はステーションには出せません	せともの、ガラス板　ガラスの食器・灰皿等　白熱電球・グロー球　鋭利なもの
粗大ごみ		ステーションに出せません ※清掃センターに直接持込むか、許可事業者による戸別収集をご利用ください （戸別収集は上部右側参照） ※分別してから持込んでください ※指定袋に入れて持込む必要はありません	家具、大型楽器、布団、毛布、カーペット、ミシン、ストーブ、電化製品（家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法対象品以外のもの）、物干竿、木、波板、鉄アレイ、電動工具、充電式電池・製品（リチウムイオン電池、スマホ、電子たばこ、電子ライター等）、クッションや枕の中のビーズ、花火等 ※産業廃棄物（自宅改修等を工事請負させて発生した建築廃材やそれを譲り受けたもの、及び会社・商店・農漁業等の事業により発生した金属・プラスチック・ビニール等）は受入れできません。事業者自らに処分責任があります。 日曜大工（DIY）による建築廃材は、少量に限ります。大量又は回数が多い場合は、職員が現地へ出向き確認します。	●シーツ等は布団から必ず外し、座布団くらいの大きさに事前に切ってください 注意品目 / 持込時の大きさ ①ブルーシート、レジャーシート、防鳥ネット、布団カバー、シーツ、あみ戸の網等 / 座布団くらいの大きさ ②ロープやホース、つる草やススキ等 / 1m以内 ③木材、剪定樹木等 / 長さ1.5mかつ直径10cm以内 ➡①と②は切れば燃やせるごみとしてステーションに出せます 次のものは、事前に清掃センターへご連絡ください。その後、職員が現場確認に出向き、受入れできる場合は「現地確認書」を手渡しします。但し、産業廃棄物に該当する場合は全て受入れできません。 がれき類（コンクリートくず、瓦、石膏ボード等）、建物解体物（木くず、波板等）、畳（簡易なリフォーム工事も該当します）、建具（サッシ、扉、ふすま等）、洗面台、便器、流し台等	家具　布団　毛布　※布団等は、付着した汚物等を必ず取り除き、乾燥させてから持込みしてください 自転車　リチウムイオン電池製品（スマートフォン・電子たばこ等）　木材、剪定（した樹木　1.5m以内）

◆　ごみの分別で特にご注意頂きたい点

（１）燃やせるごみ

◎ロープやホース類は、必ず１ｍ以内に切断してください。

◎シーツ、ブルーシート、オーバーコート類など大きなものは、６０ｃｍ四方（座布団くらいの大きさ）に切断してください。

⇒焼却炉にごみを送る設備に絡まり、故障する恐れがあります。

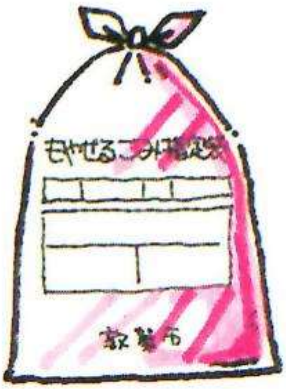

（２）資源ごみ

◎大きさが２５㎝以内ですべてが金属またはプラスチックだけで作られたものを入れてください。

◎金属とプラスチックの複合物は入れられません。「小型複合ごみ」として出してください。

⇒複合物は、破砕処理を行い、金属を資源物として分離するため、資源ごみとして出されると適正に処理できません。

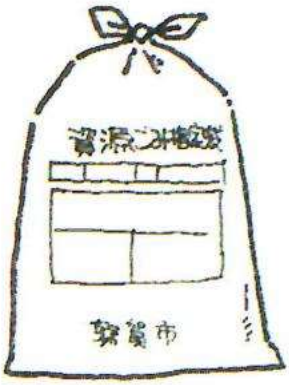

（３）ペットボトル

◎リサイクル物の品質向上に対応するため、ラベルとキャップを外してください。

◎ラベルは「燃やせるごみ」、キャップは「資源ごみ」に入れてください。

⇒キャップは圧縮処理の際に破裂して、けがや事故の原因となる場合があります。

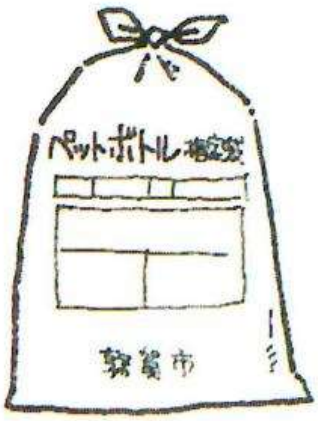

（４）ビン

令和４年度から従来の２分別から「茶色」を分け、３分別「無色透明」「茶色」「その他色」を開始しましたが、異なる色のビンが混ざったり、ビン以外の異物が混ざるケースが多発しており、ビンへの再生に支障が出ています。

特に、月１回のビン収集日には、次の点について区民に御指導くださいますようお願いします。

◎折りたたみコンテナは、できるだけ全部開けてください。

各ごみステーションには必要な数のビン収集コンテナを配置しています。全てのコンテナを開かないと、ビンがコンテナから溢れたり、異なる種類のビンが混ざる原因になります。

※折りたたみコンテナが不足する場合は清掃センターへ御連絡ください。追加配布いたします。

◎コンテナの中に異物がないか確認してください。

黄色コンテナ（無色透明）は、スプレー缶・ライター類の収集コンテナとして兼用しています。また、収集日の異なるごみ（特に埋立ごみなど）や違反ごみの仮置きコンテナとして使用している場合があります。これらが混ざると異物混入の原因になります。**※異物混入はビンへの再生に支障をきたします。**

◎飲料及び食品のビンのみ入れてください。

令和５年度から飲料及び食品のビンに限定しました。

化粧品、錠剤薬、農薬・劇薬、建材用のガラス、陶磁器などは「埋立ごみ」で出してください。

◎無色透明、茶色、その他色の３区分に分けて出してください。

わずかでも色の付いたビンは「その他色」のコンテナ（青色）に入れてください。

色の判別は、ビンの口の部分の色を基に判別してください。（例：すりガラス調、着色されていても口の部分が無色透明の場合は「無色透明」ビンです。

特に、色付きビンは、夜間や日光等の反射によっては、色の判別を間違えやすいので注意してください。

◎その他色には無色透明、茶色ビンを入れないでください。

※何色でも OK ではないので注意してください。

◆各色のビンの代表例は次のとおりです。

無色透明	ジュースや酒のビン、酢、麺つゆ、カップ酒　等
茶色	栄養ドリンク、日本製ビール、濃い茶色の酒ビン　等
その他色	ウイスキー、ワイン、外国製ビール　等

※上記区分に当てはまらないビンもあります。

◎キャップやコルク栓などの異物は外して出してください。

特に、栄養ドリンク等の金属製のフタが付いていることが多く見られます。

また、ワインボトル等でビン以外の材質の装飾や電飾がついたものは入れないでください（装飾・電飾が完全に外れない場合は埋立ごみに入れてください）。

◎ビンの中に異物を入れないでください。

たばこの吸い殻、乾電池・ボタン電池、釘、ネジ、クリップ、ごみ　など

（５）古紙

◎古紙は４種類に分けてひもで縛って出して下さい。

◎ティッシュ・お菓子・ラップ製品等の箱、包装紙や紙袋等は「雑がみ」の種類でお願いします。

⇒「雑がみ」はダンボールや新聞等とは別に分けて縛ることが必要です。

◎食品、油など汚れた古紙は再生できないので、燃やせるごみで出してください。

◎紙マスクは再生できない紙（不織布）のため、仮に未使用でも、燃やせるごみで出してください。

◎ひもで縛る替わりに**梱包用ラップは使用しない**でください。

（６）小型複合ごみ

◎小型複合ごみの袋に入り、袋の口を結べるものに限ります。

◎家電製品についている乾電池、充電池は必ず抜いてください。

◎**充電池（リチウムイオン電池、ニッケル・カドミウム電池）が組み込まれている製品で、取り外しができない家電製品は清掃センターに直接持ち込み、係員に伝えてください。**

◎**充電池が使われているか分からない場合も清掃センターに直接持ち込み、係員に伝えてください。（コードレス機器は充電池が内蔵されている可能性があります。）**

⇒収集運搬、処理過程で破損による発火事故の原因になり大変危険です。

※充電式の機器には下記の電池のマークが記載されています※

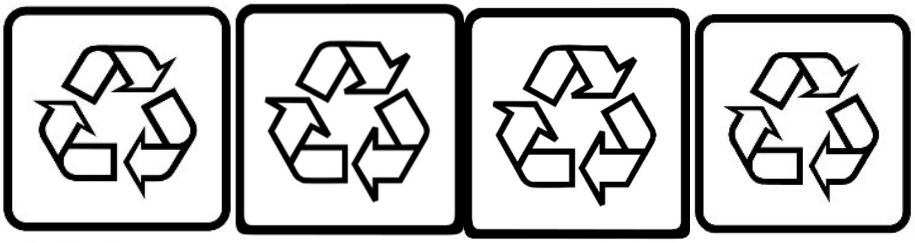

Li-ion　Ni-Cd　Ni-MH　Pb

リチウムイオン　ニッケルカドミウム　ニッケル水素　鉛

（７）水銀含有ごみ

◎ＬＥＤ電球・デジタル体温計は「小型複合ごみ」、電球・グロー球は「埋立ごみ」になります。

⇒これらの水銀を含まない製品は、水銀含有ごみには該当しません。

（８）スプレー缶・ライター類

◎スプレー缶やカセットボンベは、使い切って出してください。

（穴を開けなくても出せます。）

⇒使い切れない場合は、清掃センターへ直接持込みしてください

◎ライター類も中身を使い切ってから出してください。

⇒使い切れない場合は、清掃センターへ直接持込みしてください。

◎収集日に黄色コンテナ（無色透明ビン用コンテナ兼用）に入れてください。

⇒収集日以外にコンテナに入れると無色透明ビンに混ざり、ビン再生に支障が出ますので入れないでくだい。

（９）埋立ごみ

◎大量のコンクリートくずや瓦、石膏ボード等はステーションには出せません。

⇒これらは産業廃棄物に該当する場合がありますので、事前にセンター職員が発生場所に出向き現場確認を行います。

（10）粗大ごみ

◎小型複合ごみの指定袋に入らない（口が結べない）ものは「粗大ごみ」です。

⇒指定袋を被せたり、つなぎ合わせたり、はみ出した状態などで出されている場合は、違反ごみとして収集していません。

４　各区の社会奉仕活動（清掃活動）について

各区での社会奉仕活動（清掃活動）で出たごみは「社会奉仕用」ごみ袋に入れて各区のごみステーションに出してください。

また、側溝汚泥については土のう袋に入れて出してください

なお、各区で社会奉仕活動の日程が決まりましたら、清掃センターへご連絡下さい。実施後は、

・ごみ袋の発生数（概数で結構です。）

・側溝汚泥の土のう袋の発生数（概数で結構です。）

・側溝汚泥の土のう袋の集積場所

を清掃センターへＦＡＸ又は電話でお伝えください。

※社会奉仕用ごみ袋は環境政策課で配布しています。

※側溝汚泥は早期回収に努めますが、運搬の都合上、複数区まとめて回収する場合がありますのでご了承ください。

5　敦賀市のごみに関する補助金交付制度について

（１）敦賀市ごみステーション鳥害等防止対策費補助金

区が設置管理するごみステーションで、鳥や猫などによるごみの散乱を防ぐための対策を実施した場合に、その費用の一部を補助します。

ごみステーションの老朽化や破損によりごみの飛散や鳥害が発生し、環境美化を維持できない場合は、補助金交付制度がありますのでご活用ください。

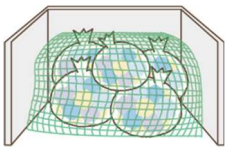

（２）敦賀市資源回収奨励補助金

資源の有効利用を図り、ごみの減量とリサイクルを推進するため、市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し補助金を交付します。

補助金についての問い合わせがありましたら、清掃センターにご連絡ください。清掃センターから団体へ詳細をご説明いたします。

■対象品目

古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ）

6　敦賀市のごみに関する広報について

（１）ごみ収集カレンダー

毎年２月下旬ごろに次年度のごみカレンダーを全戸配布しています。

なお、ごみカレンダーは、清掃センター、市民課、市役所総合案内カウンター、公民館でも配布しています。

（２）外国語版ごみ分別表

英語、韓国語、中国語、ベトナム語で書かれたごみ分別表を、清掃センター、市役所総合案内カウンターで配布しています。

（３）敦賀市ホームページ

市のホームページから、上記のごみカレンダーや外国語版ごみ分別表をダウンロードできます。

その他、清掃センターにごみを持込む際の案内や、各種補助金制度に関する様式なども掲載していますので御利用ください。

（４）敦賀市公式 LINE

スマートフォン等で LINE をご利用されている場合、敦賀市の公式 LINE アカウントを「友だち追加」することで、市政に関する情報を受け取ることができます。

LINE の「友だち追加」画面から、LINE ID 検索で「敦賀市」または「@tsurugacity」で検索するか、下記の QR コードを読み取って追加することでご利用になれます。

様々な機会にご周知くださいますようお願いします。

敦賀市公式 LINE 検索用 QR コード

敦賀市公式 LINE とトークすると「基本メニュー」が表示されます。
メニュー内の「ごみ」を選択すると関連する機能を利用できます。

ごみカレンダーを表示します

お住まいの地区の
ごみ収集日を通知します

捨てたいごみを記入すると
ごみの分別を回答します

清掃センター正門付近のライブ映像
を表示し、混雑状況を確認できます

戸別収集の許可を有する事業者の
連絡先を表示します

清掃センターへの道順を案内します

※機能は追加・変更される
　可能性があります

7　清掃センターでのごみ受入について

（１）受入時間について

月曜日～金曜日 （祝日等を除く）	午前８時３０分から午後４時３０分まで
土曜日	午前８時３０分から正午まで
日曜日 （第３日曜日を除く）	午前８時３０分から正午まで
祝日 振替休日	午前８時３０分から正午まで
12 月 29 日 12 月 30 日	午前８時３０分から午後３時００分まで
毎月第３日曜日 5 月 3 日～5 月 5 日 12 月 31 日～翌年 1 月 3 日	休業日（受入を行っていません）

（２）ごみ受入待ち状況を YouTube ライブ映像で確認できます。

パソコンやスマートフォンで清掃センターのごみ受入待ち状況をライブ映像で確認できます。

YouTube サイトで「敦賀市清掃センター」と検索してください。

敦賀市環境美化推進員設置要綱

（設置）

第１条　清掃行政の円滑な運営及び市民へのごみの分別減量等の理解を図り生活環境の美化を推進するため、敦賀市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（定数及び委嘱）

第２条　推進員の定数は、次の表に掲げる各区における燃やせるごみステーションの数により決定する。 ただし、各区長からの推薦が定数に満たない場合は、この限りでない。

ごみステーションの数	推進員の数
４箇所以下	１人
５箇所～　８箇所	２人
９箇所～１２箇所	３人
１３箇所～１６箇所	４人
１７箇所～２０箇所	５人
２１箇所～２４箇所	６人
２５箇所以上	７人

２　推進員は、各区長から推薦を受けた者の中から市長が委嘱する。

（任期）

第３条　推進員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　推進員はその任期終了後も、後任の推進員が就任するまではその職務を行う。

（任務）

第４条　推進員の任務は、次のとおりとする。

⑴　推進員は、清掃行政について市と区との連絡及び調整に関して区長への協力及び相談を行う。

⑵　次に掲げるごみの分別減量等の区民への指導及び相談に関すること。

ア　ごみの適正なステーションへの搬出

イ　ごみステーションの管理

ウ　ごみの減量・再生利用運動

⑶　生活環境美化についての区民への指導及び相談に関すること。

（腕章等の貸与）

第５条　市長は、推進員に委嘱した者に対し、腕章等を貸与する。

２　推進員は、第４条の任務の街頭活動に従事するときは、腕章を着用するものとする。

（市の責務）

第６条　市は、推進員の活動に対し必要な研修、助言及び指導を行う。

（庶務）

第７条　推進員に関する庶務は、清掃センターが行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成７年８月１日から施行する。

２　設立当初の推進員の任期は、第３条本文の規定にかかわらず平成９年３月３１日までとする。

３　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

令和７・８年度
敦賀市環境美化推進員の手引

発行：敦賀市清掃センター
〒914-0821 敦賀市櫛川 88 号 1 番 2
電話番号(0770)21-1153
ＦＡＸ　(0770)21-1155

R.7.4.1